第四項　国内的及び国際的な機関との協力

銀行は、第二次ＭＩＦの管理に当たり、第二次ＭＩＦの目的を達成すること又は第二次ＭＩＦの財源の使用の効率を最大にすることを助長すると認められる場合には、社会的及び経済的開発の分野において活動している公私の国内的及び国際的な機関と協議し、及び協力することができる。

第五項　事業計画の評価

銀行は、拠出国委員会の要請に応じて行う評価に加えて、この協定に基づいて引き受けた業務の評価を行い、これらの評価を第二次ＭＩＦ設定協定第四条第五項に定めるところに従って拠出国委員会に報告する。

第五条　会計及び報告

第一項　勘定の分離

銀行は、第二次ＭＩＦ及び第二次ＭＩＦ設定協定第三条第二項(b)に規定する小企業投資基金（以下「ＳＥＩＦ」という。）に関係する資産、負債、収入、費用及び支出が明らかとなるような方法により、銀行の他のすべての業務とは別個にかつ独立して、第二次ＭＩＦ及びＳＥＩＦの財源及び業務に関する個別の勘定及び記録を保持する。使用する会計方式は、この協定に基づいて受領した財源の出所、その財源から生ずる資金及び当該資金の配分が明確にされ、及び記録されるものでなければならない。第二次ＭＩＦの帳簿は、合衆国ドルにより表示するものとし、このため、通貨間の換算は、各取引の時点において有効であり、かつ、銀行が使用する為替相場に基づいて行う。

第二項　報告

(a)　銀行の事務局は、この協定が効力を有する間、毎年、会計年度の終了後九十日以内に次の情報を含む年次報告書を拠出国委員会に提出する。

(i)　第二次ＭＩＦ及びＳＥＩＦにつき、その資産及び負債の報告、累積の資金の受領及び支出の報告並びに財源の出所及び使用の報告（適当な注釈を付したもの）

(ii)　第二次ＭＩＦ及びＳＥＩＦの事業計画、計画その他の業務の進捗状況及び結果に関する情報並びに第二次ＭＩＦ及びＳＥＩＦに対する申請の現状に関する情報

(iii)　第二次ＭＩＦ設定協定第三条第三項(h)に規定する基準に基づく第二次ＭＩＦの業務の結果に関する情報

(b)　(a)に規定する報告書は、銀行が自己の業務について使用する会計原則に従って準備されるものとし、銀行の財務諸表の監査のために銀行の総務会が指定する独立した公認会計事務所の意見を付して提出されなければならない。独立した公認会計事務所の手数料は、第二次ＭＩＦの財源によって賄う。

(c)　銀行は、年次報告及び四半期ごとの報告（第二次ＭＩＦ及びＳＥＩＦについての資金の受領、支出及び残高に関する情報を含む。）を作成する。

(d)　拠出国委員会は、銀行又は(b)に規定する公認会計事務所に対し、第二次ＭＩＦの業務及び提出された監査報告に関する他の適当な情報を提供するよう要求することができる。

(e)　ＳＥＩＦの会計については、第二次ＭＩＦの他の財源とは別個に取り扱う。

第六条　この協定の有効期間

第一項　効力発生

この協定は、第二次ＭＩＦ設定協定が効力を生ずる日に効力を生ずる。

第二項　有効期間

(a)　この協定は、第二次ＭＩＦ設定協定が効力を有する間、効力を有する。この協定は、第二次ＭＩＦ設定協定が終了する場合又は次項の規定に基づいてこの協定が終了する場合には、銀行が第二次ＭＩＦの業務の終止に関連する義務を履行し、又は第二次ＭＩＦ設定協定第六条第四項(a)の規定に基づいて勘定の決済を完了するまでの間、引き続き効力を有する。

(b)　銀行は、第二次ＭＩＦ設定協定第五条第二項に規定する当初の有効期間の終了に先立ち、その期間を同項に規定する期間更新して、第二次ＭＩＦ又はＳＥＩＦの業務を延長することの適否につき拠出国委員会と協議する。

第三項　銀行による終了

銀行は、憲章第十条の規定に基づき自己の業務を停止し、又は終了する場合には、この協定を終了させる。銀行は、この協定の義務を履行するに当たり憲章に違反しなければならなくなるような第二次ＭＩＦ設定協定の改正が行われる場合には、この協定を終了させる。

第四項　第二次ＭＩＦの業務の終止

銀行は、第二次ＭＩＦ設定協定又はＳＥＩＦの終了に当たり、資産の秩序ある換価、保全及び管理並びに債務の決済に付随する業務を除くほか、この協定に基づくすべての業務を停止する。銀行は、第二次ＭＩＦ又はＳＥＩＦの関連するすべての債務を履行し、又は履行する用意を行った後、第二次ＭＩＦ設定協定第五条第四項の規定に基づく拠出国委員会の指示に従い残余の資産を割り当て、又は分配する。

第七条　一般規定

第一項　第二次ＭＩＦに代わって銀行が署名する契約書及び他の文書

銀行は、第二次ＭＩＦの財源を管理し、及び第二次ＭＩＦの業務を遂行するに当たって署名する契約書その他第二次ＭＩＦに関連するすべての文書において、第二次ＭＩＦの管理者として行動していることを明示する。

第二項　銀行及び拠出国の責任

第二次ＭＩＦの財源によって行われる資金供与、投資その他の業務から生ずる収入、利益及び便益は、銀行に利益を与えるものであってはならない。第二次ＭＩＦの財源によって行われる資金供与、投資その他のいかなる業務も、拠出国に対する銀行の財政上の義務又は責任を伴わない。したがって、業務の結果生ずるいかなる損失又は欠損も、銀行が拠出国委員会の書面による指示を逸脱した場合又は自己の財源の運営について払う注意と同様の注意を払うことを怠った場合を除くほか、銀行に対する求償権を拠出国に与えるものではない。

第三項　この協定への参加

第二次ＭＩＦ設定協定の付表Ａに掲げられていない銀行の加盟国は、第二次ＭＩＦ設定協定第六条第一項の規定に基づいて第二次ＭＩＦ設定協定に参加した後、署名によりこの協定に参加することができる。銀行は、正当な委任を受けた代表者の署名によりこの協定に参加する。

第四項　改正

この協定は、銀行と拠出国委員会との間の合意によってのみ改正することができる。拠出国委員会の決定は、拠出国の少なくとも三分の二の多数であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決で行う。この項の改正及び拠出国の財政上の義務その他の義務を伴う改正には、すべての拠出国の承認を必要とする。

第五項　紛争の解決

この協定の下で生ずる銀行と拠出国委員会との間の紛争であって協議により解決することができないものは、附属書Ａに定める仲裁により解決する。仲裁判断は、最終的なものとし、拠出国又は銀行によりその憲法上の手続又は憲章に従って実施される。

第六項　責任の限度

第二次ＭＩＦの業務において、銀行の支払責任は、第二次ＭＩＦの財源の額（ただし、準備金がある場合には、第二次ＭＩＦの財源の額にその準備金の額を加えた額）を限度とし、拠出国としての拠出責任は、第二次ＭＩＦ設定協定に基づき払込義務が生じている自国の拠出額の未払込部分を限度とする。

第七項　第二次ＭＩＦ設定協定からの拠出国の脱退

脱退の通告を行った拠出国は、その通告が第二次ＭＩＦ設定協定第六条第四項(a)の規定に基づいて効力を生じた日に、この協定から脱退したものとみなす。銀行は、同項(b)の規定の適用を害することなく、かつ、拠出国委員会の承認を条件として、脱退の通告を行った拠出国と債権及び債務を決済するための取極を締結する。